答弁書第四四号

内閣参質一〇一第四四号

昭和五十九年八月二十八日

内閣総理大臣　中曽根康弘

参議院議長　木村睦男殿

参議院議員木本平八郎君提出米の生産に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員木本平八郎君提出米の生産に関する質問に対する答弁書

一について

水稲の作付規模別、費目別生産費並びに投下労働時間及び一時間当たりの労働費は、別表のとおりである。

二について

米の生産量、売渡数量、政府買入数量、自主流通数量等及び農家消費等並びに作付規模別売渡数量は、それぞれ次の表のとおりである。なお、生産量、政府買入数量、自主流通数量等及び農家消費等については、作付規模別には把握していない。

1　生産量等

項目	数量（千玄米トン）		
	五十六年産	五十七年産	五十八年産
生産量	一〇、二五九	一〇、二七〇	一〇、三六六
売渡数量	六、七七〇	六、九九三	六、九五七
政府買入数量	三、五四五	三、四八二	三、四〇四
自主流通数量等	三、二二五	三、五一一	三、五五三
農家消費等	三、四八九	三、二七七	三、四〇九

（注）一　生産量は、農林水産省統計情報部「作物統計」による。

二　売渡数量は、食糧庁調べによる集荷実績であり、等外・規格外米穀及び種子用もみの数量は、含まない。

三　自主流通数量等は、自主流通米及び予約限度超過米の数量の合計である。

四　農家消費等は、生産量から売渡数量を差し引いたものである。

五　五十八年産の売渡数量、政府買入数量、自主流通数量等及び農家消費等は、実績見込みである。

2　作付規模別売渡数量

作付規模（ヘクタール）	数量（玄米トン）		
	五十六年産	五十七年産	五十八年産
〇・三未満	二四二、五八三	二二七、三三七	二二六、五七六

〇・三～〇・五	七〇八、五三五	六七七、七七四	六七九、八四七
〇・五～一・〇	一、九六八、〇二六	一、九二〇、六〇五	一、九二七、三九四
一・〇～一・五	一、三七一、五三二	一、三八六、六一一	一、三八八、一四六
一・五～二・〇	八六七、四四八	九〇四、一八二	九一二、三五四
二・〇～三・〇	八九八、四一四	九七九、二三一	九七〇、四三九
三・〇以上	八一五、六一六	九九二、〇六六	八八一、八〇〇
合計	六、八七二、一五四	七、〇八七、七九九	六、九八六、五六七

（注）一　食糧庁「米穀生産者の階層別売渡状況調査」によるもので、作付規模五アール以上の生産者を対象としている。

二　五十六年産については特定低品位米、五十七年産については特定米穀の売渡数量を含む。

三　各年産とも、種子用もみの数量を含む。

四　各年産とも、翌年五月末現在の調査結果である。

三について

水稲玄米六〇キログラム当たりの費目別生産費は、次の表のとおりである。なお、政府買入米、自主流通米及び売り渡された米全体別の費目別生産費については、把握していない。

費目	生産費（円）		
	五十六年産	五十七年産	五十八年産
肥料費	一、三二八	一、三七二	一、三七〇
農業薬剤費	八一一	八一三	八九九
賃借料及び料金	九〇九	九二八	九八一
農機具費	四、六七四	四、七一四	五、〇三八
労働費	六、七六一	六、五三七	六、九二一
その他の物財費	二、一九三	二、二四三	二、二七五
第一次生産費	一五、九一三	一五、九六四	一六、七三〇
資本利子	九二五	九〇〇	九二九
地代	三、五四〇	三、七二〇	三、八〇七
第二次生産費	二〇、三七八	二〇、五八四	二一、四六六

（注）一　農林水産省統計情報部「米生産費統計調査」による。

二　生産費は、米販売農家の平均である。

四について

水稲の作付規模別一戸当たり小作地面積は、次の表のとおりである。なお、水稲玄米六〇キログラム当たりの実際に支払つた小作料の統計は、作成していない。

作付規模（ヘクタール）	小作地面積（ヘクタール）		
	五十六年産	五十七年産	五十八年産
〇・三未満	〇・〇一一	〇・〇一〇	〇・〇一一
〇・三～〇・五	〇・〇三〇	〇・〇二九	〇・〇二七
〇・五～一・〇	〇・〇六三	〇・〇六四	〇・〇六六
一・〇～一・五	〇・一三〇	〇・一四三	〇・一三四
一・五～二・〇	〇・一八一	〇・一八四	〇・二〇三
二・〇～三・〇	〇・三一四	〇・二六三	〇・三〇四
三・〇以上	〇・四〇三	〇・三九一	〇・六九六

（注）農林水産省統計情報部「米生産費統計調査」による。

五、六、七、九及び十について

転作等実施面積、平均収量及び農家消費等の数量については、作付規模別には把握していな

いので、これらに基づく試算はできない。

八について

昭和五十九年産米の政府買入価格の算定は、別紙のとおりである。

十一について

水田は、米の生産における重要な生産要素であるので、米の政府買入価格の算定に当たつては、自作地地代として、土地利用の対価を一定の評価の下に計上している。

十二及び十三について

国民の主食である米については、その安定した生産・供給を図るため、水田利用再編対策の推進により米の需給均衡化を図るとともに、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の規定に基づき、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し米の再生産の確保を旨として、米の政府買入価格を定めていく必要がある。

なお、米の生産コストの低減のため、農地の流動化による経営規模の拡大や生産の組織化等の推進及び技術の開発・普及等に努めており、その成果は、米の政府買入価格に反映されるものと考える。

（米販売農家・玄米 60 kg 当たり）

単位：円

その他の物財費	第1次生産費（副産物価額差引き）	資本利子	地代	第2次生産費（資本利子地代算入）	投下労働時間（時間）	1時間当たり労働費
2,671	20,755	1,144	2,889	24,788	10.4	877
2,910	22,004	1,200	3,236	26,440	10.4	903
2,852	23,435	1,195	3,150	27,780	10.7	965
2,291	19,188	1,132	3,056	23,376	9.5	864
2,432	20,387	1,125	3,199	24,711	9.6	897
2,446	20,530	1,110	3,226	24,866	9.6	922
2,219	17,233	994	3,228	21,455	8.5	870
2,292	17,801	994	3,434	22,229	8.5	886
2,335	18,358	1,035	3,442	22,835	8.0	930
2,088	14,596	880	3,587	19,063	6.8	855
2,119	15,317	878	3,792	19,987	6.8	886
2,156	15,675	882	3,819	20,376	6.9	908
1,988	13,574	792	3,873	18,239	6.2	878
2,029	13,763	815	3,918	18,496	5.7	903
2,122	14,374	819	4,002	19,195	5.8	921
1,936	12,530	713	4,095	17,338	5.7	829
1,957	12,729	707	4,138	17,574	5.3	855
1,967	12,983	698	4,294	17,975	5.6	864
2,367	12,630	725	4,629	17,984	5.5	856
2,364	11,949	691	4,289	16,929	4.6	903
2,409	12,567	722	5,337	18,626	5.3	899

別　表

水稲の作付規模別生産費

作付規模（ヘクタール）	年産	肥料費	農業薬剤費	賃借料及び料金	農機具費	労働費
0.3未満	56	1,399	897	2,099	5,472	9,301
	57	1,429	966	2,147	6,166	9,381
	58	1,473	1,067	2,159	6,683	10,265
0.3～0.5	56	1,361	898	1,487	5,647	8,461
	57	1,523	922	1,700	5,807	8,923
	58	1,456	984	1,749	5,974	8,917
0.5～1.0	56	1,362	828	960	5,144	7,596
	57	1,385	856	1,094	5,346	7,623
	58	1,369	911	1,169	5,598	7,786
1.0～1.5	56	1,254	814	780	4,397	5,926
	57	1,389	823	794	4,687	6,128
	58	1,367	913	787	4,972	6,200
1.5～2.0	56	1,285	832	500	3,987	5,563
	57	1,306	829	581	4,085	5,389
	58	1,377	877	638	4,315	5,666
2.0～3.0	56	1,323	741	492	3,675	4,913
	57	1,308	761	486	3,720	4,936
	58	1,296	846	452	3,804	5,150
3.0以上	56	1,309	634	410	3,568	4,862
	57	1,288	606	397	3,435	4,193
	58	1,299	727	219	3,684	4,842

（注）　農林水産省統計情報部「米生産費統計調査」による。

別　紙

昭和59年産米穀の政府買入価格の算定

Ⅰ　算　式

$$P = \frac{\dfrac{\sum^{N}\overline{C}}{N}}{\dfrac{\sum^{N}\overline{H}}{N}} \times 60$$

P：求める価格

$\overline{C}$：価格決定年の前3年の各年の米販売農家（災害農家を除く。以下同じ。）のうち生産費の低いものからのその累積生産数量比率が価格決定年の米穀の需給事情を基礎として定める比率になるまでのもの（以下「対象農家」という。）の10アール当たり平均生産費について、家族労働費については都市均衡労賃により評価替えし、物財・雇用労働費については物価修正する等、価格決定年に評価替えしたもの

$\overline{H}$：価格決定年の前3年の各年の対象農家の10アール当たり平均収量

N：年数（3年）

Ⅱ. 算　定

1. 求める価格

$$\frac{152{,}447\text{円}}{502\,\text{kg}} \times 60\,\text{kg} = 18{,}221\text{円}$$

2. 基準価格

18,221円（求める価格）＋ 177円（運搬費）＝ 18,398円

3. うるち軟質3類1等裸価格

18,398円（基準価格）－ 44円（1～3等の1～5類平均と3類との格差）＋ 170円（1～3等平均と1等との格差）－ 19円（歩留加算）

＝18,505円

4. うるち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格

18,505円（うるち軟質3類1等裸価格）＋ 60円（1～2等の3類と1～5類平均との格差）－ 110円（1等と1～2等平均との格差）＋ 19円（歩留加算）

＋ 194円（包装代）＝ 18,668円

（参考）　類別・等級別政府買入価格

（うるち軟質・裸・玄米 60 kg 当たり円）

等級＼区分	59年産米				
	1　類	2　類	3　類	4　類	5　類
1　等	(＋400) 18,905	(＋250) 18,755	(0) 18,505	(△200) 18,305	(△600) 17,905
2　等	(＋400) 18,585	(＋250) 18,435	(0) 18,185	(△200) 17,985	(△600) 17,585
3　等	—	—	(0) 17,185	(△200) 16,985	(△600) 16,585

（注）（　　）内は、3類に対する加算・減算額である。

算　定　要　領

1. 10アール当たり平均生産費の算定

農林水産省統計情報部の米生産費調査（以下「米生産費調査」という。）による昭和56年、昭和57年、昭和58年の各年産の対象農家の10アール当たり平均生産費について、次による評価替えを行い、これを平均して算定する。

対象農家は、米生産費調査の各年産米の米販売農家を60キログラム当たり生産費の高低順に並べ、生産費の低いものからの累積生産数量が、各年産米の総生産数量の82％になるところまでの米販売農家とする。

(1) 家族労働費

家族労働(間接家族労働を含む。)は、都市均衡労賃により評価する。

都市均衡労賃は、都道府県別の米販売数量により加重平均して算出する製造業従事者の全国平均賃金に調整係数を乗じて得た額によることとし、労働省「毎月勤労統計調査報告」等に基づき、製造業の常用労働者数規模5人以上1,000人未満の事業所の賃金(1時間当たり。以下同じ。)を求め、これに現物給与相当額を加算し、通勤手当相当額を控除して算定する。

都市均衡労賃(1時間当たり)

男女込み　1,048.39円

男　　子　1,359.34円

ア　規模5人以上1,000人未満賃金(昭和58年6月～昭和59年5月平均)

昭和58年5月～昭和59年4月の期間における30人以上規模全国平均賃金(都道府県別の米販売

数量による加重平均）につき、規模修正（30人以上規模を5人以上1,000人未満規模へ修正）を行い、修正後の賃金（以下「米販売数量加重全国平均賃金」という。）にイの調整係数を乗じ、さらに期間修正（昭和58年5月～昭和59年4月の期間を昭和58年6月～昭和59年5月の期間へ修正）を行うことによつて算定する。なお、規模修正及び期間修正は全国平均賃金（労働者数による加重平均）における格差率を用いて行う。

男女込み　1,057.77円

男　　子　1,371.50円

イ　調整係数

米販売数量加重全国平均賃金の前年同期の賃金に対する上昇率と、これと同様にして求めた全国平均賃金（労働者数による加重平均）の上昇率との格差に基づき定める。

男女込み　1.0096

男　　子　1.0098

ウ　現物給与相当額

労働省「労働者福祉施設制度等調査報告」に基づき、製造業従事者の現金給与総額に対する現物給与支給額の比率0.92パーセントを求め、これをアの賃金に乗じて算定する。

エ　通勤手当相当額

労働省「賃金労働時間制度総合調査報告」に基づき、製造業従事者の現金給与総額に現物給与支給額を加えた額に対する通勤手当支給額の比率1.79パーセントを求め、これをアの賃金にウの現物給与相当額を加算した賃金に乗じて算定する。

(2)　物財・雇用労働費

物財・雇用労働費は、米生産費パリティ指数による昭和56年1月～5月平均に対する昭和59年1月～5月平均の変化率(昭和56年産米生産費基準)、昭和57年1月～5月平均に対する昭和59年1月～5月平均の変化率(昭和57年産米生産費基準)及び昭和58年1月～5月平均に対する昭和59年1月～

5月平均の変化率（昭和58年産米生産費基準）によつて物価修正する。

変　化　率

昭和56年産米生産費基準　103.10％

昭和57年産米生産費基準　100.59％

昭和58年産米生産費基準　100.12％

(3)　副産物価額

副産物価額は、わら及びくず米の価格の変化率によつて物価修正する。

変　化　率

昭和56年産基準　92.29％

昭和57年産基準　99.73％

昭和58年産基準　95.14％

(4)　資本利子

農林水産省統計情報部の米生産費補完調査（以下「米生産費補完調査」という。）の結果に基づき、借入

金と自己資金の割合を24％：76％とし、利率は、借入金については年利5.57％、自己資金については年利5.04％として算定する。

概算金に係る利子相当額は控除する。

(5) 物件税及び公課諸負担

昭和58年産米生産費調査に基づき、物件税及び公課諸負担のうち固定資産税（土地に賦課されるものを除く。）等収益の有無にかかわらず稲作を行つていることにより賦課されるものについて稲作負担分を計上する。

物件税	607円
固定資産税	360円
自動車税	44円
軽自動車税	141円
水利地益税	16円
その他	46円
公課諸負担	1,327円
農業協同組合費	172円

農事実行組合費	92円
部落協議費	539円
農業共済賦課金	350円
その他	174円
合計	1,934円

(6) 地代

自作地については自治省調査による一般田の昭和58年度に係る固定資産税評価額の全国平均値に7.458％を乗じて得た額により、小作地及び作付地以外の土地については昭和58年産米生産費調査によるそれぞれの地代により、それぞれ評価した地代の合計額を計上する。

(7) 算定値

昭和56年産	153,391円
昭和57年産	150,811円
昭和58年産	153,138円
平均	152,447円

2. 10アール当たり平均収量の算定

昭和56年、昭和57年、昭和58年の各年産米の対象農家の10アール当たり平均収量を平均して算定する。

昭和56年産	497 kg
昭和57年産	509 kg
昭和58年産	500 kg
平　　均	502 kg

3. 運　搬　費

運搬費は、米生産費補完調査の結果による運搬距離等に基づき、農家の庭先から最寄政府指定倉庫までの運搬及び受検に要する経費として60キログラム当たり177円を織り込むこととする。

運搬費(60キログラム当たり)

労　働　費	92円
材　料　費	3円
農機具費	30円

賃料料金	52円
計	177円

（10アール当たり，円）

57		58	
原生産費	価格決定年評価替生産費	原生産費	価格決定年評価替生産費
46,772	56,403	48,857	57,032
2,384	3,398	2,513	3,534
76,148	76,597	78,348	78,442
△ 5,212	△ 5,198	△ 6,029	△ 5,736
6,525	8,284	6,547	8,248
—	1,934	—	1,934
31,869	9,393	32,101	9,684
158,486	150,811	162,337	153,138
53.8 時間		54.4 時間	
2.5 時間		2.6 時間	
509 kg		500 kg	

〔算出基礎〕

項目＼年産		56	
		原生産費	価格決定年評価替生産費
家族労働費	直接	48,427	59,863
	間接	2,525	3,670
物財・雇用労働費		73,532	75,811
副産物価額		△ 6,235	△ 5,754
資本利子		6,621	8,647
物件税及び公課諸負担		—	1,934
地代		29,424	9,220
計		154,294	153,391
家族労働時間	直接	57.1 時間	
	間接	2.7 時間	
収量		497 kg	